

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 田中健三

提出された論文「パウロの贖罪論の考察—ローマ書を中心として—」は、原始キリスト教の時代においてパウロが推進した異邦人伝道の理論的基礎である信仰義認論について、「罪が許される」という事柄の論理構造に注目しつつ、それを批判的に分析し、それを相対化しようとするものである。

以下、論文の概要である。

第1章「はじめに」では、贖罪論が古代から現代に至るまでどのように議論されてきたのかが概観され、どのような問題が生じてきているのかの指摘がなされる。その上で論文の問題設定が提示され、次章以降の展開が先取的に説明される。

第2章と第3章は「罪」とその「赦し」という観念がパウロ以前（ただし史的イエスに関係する事項は第4章に回されるのでここでは除外される）にどのように使われていたのかを解説する背景説明である。第2章「旧約聖書における贖罪論」は（いわゆる）旧約聖書、正確にはその中でヘブライ語ないしアラム語で伝承されている文書群を、そして第3章「パウロ時代のユダヤ教贖罪論」は（いわゆる）旧約聖書外典偽典（キリスト教宗派によっては旧約聖書正典として扱われる文書も含む）、死海文書、洗礼者ヨハネに関する伝承、そしてアレクサンドリアのフィロンを対象とする。

この2つの章だけで論文全体の3分の1を超える分量となっており、個々の事例を正確に説明することに力点が置かれるため、単純な結論を導くことは意図されていないが、それでも、古い時代（第3章で扱う資料）では「罪」は律法に違反する個別的な行為を意味するのが基本であったのに対し、時代が下ってパウロに近づくにつれ（第4章で扱う資料）、人間自身に内在して悪い行動をなさしめる力、というよう罪理解があらわれはじめており、流れがそのままパウロに接続している、という総括が示される。

第4章「イエスと「罪の赦し」」は、新約聖書の特に4福音書がイエスとの関係で「罪の赦し」がどのように記録されているかの検証にあてられる。問題となる各々の箇所が史的イエスにまで遡る伝承かどうかの批判的な検討が行われ、結論として、史的イエスの活動において「罪の赦し」は決して中心的な意義は持っておらず、イエス自身がこの言葉を使うことがあったとしても、同時代のユダヤ人が普通に口にするのと同程度の意味しかなかったであろうと説明される。

第5章「パウロの救済論」が本論文の中心である。主として検討されるのはパウロが自

らの救済理論を最も集中的に説明している『ローマ人への手紙』(以下「ローマ書」と略記)である。ここで著者が示すのは、パウロの論理には特異な側面があること、すなわち「赦し」が可能であるためにはそれに先だって「罪」がなければならぬという理屈に、著者の使う言葉をそのまま借りるなら、「法律的思惟形式」や「形式主義」があるということである。そしてこの理屈が万能ではないことを示すのがパウロ自身の回心体験であり、またパウロ自身の伝道実践だということ。すなわち、パウロ自身の回心(いわゆる「ダマスコ体験」)においても、パウロが逃亡奴隷のオネシモを信徒として獲得した経緯をパウロ自身が説明する『フィレモンへの手紙』においても、救済に先立って罪があるという理論は全く前提にされていないという。こうした立論によって著者は、罪を前提とする救済論をパウロ自身によって相対化することを試みる。

それと同じ相対化を、第6章「新約聖書におけるパウロの贖罪論の位置」は、第1節において、新約聖書全体(主として福音書)まで視野を広げて行おうとする。取り上げられるのは「迷子の発見」、「受容」(ザアカイ物語)、「具体的困窮への助け」(イエスの治癒行動や幸い章句)、「原因指向から目標指向への転換」(ヨハネ福音書9章の「生まれながらの盲人」の物語)、「生の主体の変革」(パウロに戻って第2コリント5:14以下等々)である。いずれにのケースにおいても罪を前提としない救済論を読み取れるのだという。

続く「救済論とキリスト論」と題された第2節では、罪を前提とする贖罪論を含めて実際には様々な形の救済論を語りまた行動に移したパウロの根底には、復活したイエスと出会ったというパウロ自身の体験(ダマスコ体験)があるのだという。この体験を解釈し、言語化して他者に伝えることにパウロは努力したのだが、言語化されたものと原初体験の間には必然的に距離が存在する。それゆえ、言語化されたものであり、しかもその1つにすぎない罪を前提とする贖罪論を絶対的なものとして受容することへの批判が示される。

最後、簡潔な第7章「おわりに」によって本論文は閉じられる。

審査委員会では、本論文の長所として以下の点が確認された。

1. とりわけ第2章と第3章で顕著であるが、そこだけにとどまらず、きわめて広い範囲にわたる文献資料を調査した成果がこの論文において確認できる。本文140ページあまりという、さほどの大著ではないが、含まれている情報量はかなり多い。この情報収集と整理を実行できたという著者の力量は、誰しも高く評価せざるを得ないであろう。ヘブライ語、古代ギリシア語、ラテン語の十分な知識が必要とされるだけでなく、二次文献の利用に不可欠な英語はじめ現代語の高い運用能力も前提されていることを考えれば、なおさらである。2章と3章については、索引でもつければそれだけでかなり実用的なリファレンス・ワークになるのではという感想をもつ委員もあった。

これとも関連するが、著者の文体は雄弁をさけて簡潔さに徹するもことを目指しており、また不必要な脱線が見られないか、解釈次第では見られるとしても(脱線とみなすかどうかは解釈次第でもあるので)、最小限のものとなっている。その結果として密度の高い論文

ができあがっており、情報量の多さゆえの負担を読者に感じさせることがない。とかく「調べたこと」「知っていること」を書いておきたくなる博士論文執筆者の一般的な傾向（気持ちとしてはよく理解できることではあるが）を考えれば、これは大きな美点である。

2. パウロ研究という面からは、やはり、パウロすなわち信仰義認論、万人罪人論、そして原罪論という教科書的な理解が一面的なものであり、実際のパウロは言葉においても行動においてもはるかに多様であった、ということの数々の具体的な証拠に基づいて示した功績を挙げることができる。宗教改革者のルターは、救いを受けるためには罪の認識が不可欠である、という趣旨の発言を行っているが、この発言がそのままパウロの思想にあてはまることはないのだという（本論文 2-3-2 参照）。これはパウロだけ、あるいは新約聖書だけを見ているのでは見えにくい指摘であり、高い評価に値する。

3. 概要で述べた通り、第6章の2節において、宗教家個人の決定的な体験（召命体験）とその言語化の間には必ず乖離があり、言語化されたものを絶対視するべきではないという記述がある。審査委員会ではこの指摘を刺激的で興味深いとする意見が出され、同意をみた。確かにその通りであり、しかし古代の宗教を研究するには文献、すなわち言語化された記録に頼る他にない以上、審査委員会メンバーにとっても盲点になりがちな事柄であった。

このような長所の反面、疑問視される点も指摘された。主として以下の通りである。

1. 長所の3番で記したことと関連するが、著者は第6章2節において「出来事とその表現は同一では決してない」(p.139)と書いており、遡って第5章には「パウロ自身の回心体験はローマ書の救済論とはその過程が異なる」(p.108)という記述がある。文面上は矛盾しないが、前者はパウロの発言を尊重する文脈、後者は批判する文脈である。委員会で長所として評価されたのは6章であって、その原則を貫くなら、あくまで不十分ながら精一杯の表現であるはずのものに、5章で、「ある図式があることを無視してはならない」(p.109)とするのは奇異である。それならば、回心物語そのものにも、『フィレモンへの手紙』の記述にも、何らかの図式化がないのか、検討する必要がある。

2. パウロ研究として言葉遣いに曖昧な点がある。冒頭近いところを引用するが、全体にこうした曖昧な発言が散見される——「本論文では、パウロの贖罪論に、特にローマ書の思想に、どのような問題があるのか、その問題点をパウロ後にパウロの意図を超えて解釈者たちが一面的に強調することにより、パウロ自身の問題が増幅して今に至るまで顕在化しているのではないか」(p.10)とある。これが本論文そのものの問題設定であるが、「パウロの意図を超えて」と「パウロ自身の問題」の関係が分からないという指摘が委員からなされた。罪を前提とする救済理論だけを強調したのはパウロ以降のキリスト教指導者であってそこにパウロの責任はない、ということがまさに本論文によって明らかとなっている。今後、曖昧なままでは済まされない問題点であろう。

3. 大量の情報を精査してまとめてあるという長所に先に触れたが、そこには逆の面もある。パウロを論じるのに、ユダヤ教（イスラエルの宗教）の最古層の情報にまで遡る意

味があったのかどうか、背景であるにせよ、直近のいわゆる「中間時代」に的を絞れば、その分、さらに詳細な議論ができたのではないか、そういう指摘である。しかしこれはメリットと裏腹の面もあり、審査委員の中でも意見の一致は見なかった。ただし、著者が論文の書き方の伝統的な形式にこだわりすぎているのではないか、論点次第では、必ずしも時間軸に沿ってすべての過去を説明する必要はないのではないか、その是非を自分で考える必要があったのではないかという指摘には合意があった。

以上、各種の問題点は指摘されたものの、それが専門的な知識・調査能力・論文作成技術をふまえた独立した研究者として著者が初めての一步を踏み出すための妨げとはならず、むしろ今後、指摘された課題の解決のために自らの道を拓いていけることを期待すべきだとして合意が成立した。したがって、著者に対し、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するのにふさわしいものと認定する。